

第1回

新町の名称に関する専門委員会

会 議 資 料

南部町・南部川村合併協議会

日 時： 平成14年12月11日(木)
場 所： 南部町役場 3階 大会議室

第 1 回新町の名称に関する専門委員会

- 1 . 開 会
- 2 . 委員長あいさつ
- 3 . 議 題

協議事項

協議第 1 号 新町の名称候補の選定方法について

- 4 . その他
- 5 . 閉 会

新しいまちの名称募集要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、南部町と南部川村が合併するとした場合の新しいまちの名称を広く公募することにより、両町村の合併問題に対する住民の関心を喚起するとともに、住民がまちづくりに関わる機会を設けることを目的として制定する。

（応募の条件）

第2条 募集の条件、方法、期間等については、次の条件を附するものとする。ただし、応募資格は問わないものとする。

- (1) 締切日は、平成15年 月 日とする。
- (2) 応募は、はがき、封書、ファックス又はeメールでしなければならない。
- (3) 応募には、「新しいまちの名称」、「まちの名称の意味又は理由」、「住所」、「氏名(ふりがな)」、「年齢」、「性別」、及び「電話番号」を記載しなければならない。
- (4) 同一人の同一名称の応募は、一点限り有効とする。

（募集結果の公表）

第3条 応募された名称は、随時南部町・南部川村合併協議会のホームページ及び協議会だよりで公表するものとする。

（選定方法）

第4条 応募された名称は、専門委員会において10種類に絞り込んだうえで、協議会に報告し、協議会の会議に諮り決定する。

（記念品贈呈）

第5条 応募された名称の中から、次の賞を決定し、記念品を贈呈する。

- (1) 名付け親賞 「10万円分全国共通商品券」
贈呈対象者 新しいまちの名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選し、1名に贈呈する。
- (2) アイデア賞 「1万円分図書券」
贈呈対象者 新しいまちの名称として選ばれた作品の応募者で「名づけ親賞」の抽選から漏れた者の中から抽選で最高10名に贈呈する。
- (3) ユーモア賞 「5千円分図書券」
贈呈対象者 応募作の中で、特にユニークなもの・アイデアに優れているもの・高校生以下の生徒・児童等から応募されたものの中から選定し、抽選で20名に贈呈する。

（その他）

第6条 その他、新しいまちの名称の選定に関し必要な事項については、専門委員会において定める。

新しい町の名称候補選定基準（案）

1 選定基準

新町名候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前、 から の条件の1つ以上に該当する名前とする。

南部・南部川地域が地理的にイメージできる名前

南部・南部川地域の特徴を表す名前

南部・南部川地域の歴史・文化にちなんだ名前

住民等の理想・願いにちなんだ名前

合併を記念した名前

その他新町としてふさわしい名前

2 選定方法

新町候補は、応募作品の中から10点を専門委員会において決定する。

10点の選定については、各委員の協議・投票等により決定する。

3 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。

4 選定に当たっての留意事項

得票数（応募数）については、選考の際の参考に留めることとする。

新しい町の名称候補選定方法（案）

1. 第1次選定

選定基準により、新しい町の名称としてふさわしいと考えられる名称を選定する。

選定方法は、各委員がそれぞれ10作品を選定し、すべての作品を候補として選定する。

事務局は、応募作品一覧表・応募数の多い名前等参考資料を作成する。

（具体的作業予定 例）

公募締め切り後、事務局において集計する。（月 日頃）

集計後（月 日頃）事務局により各委員あてに集計結果、第1次選定用の選定用紙及び専門委員会（月 日頃）の開催案内等を郵送により送付する。

各委員、10作品を選定し、事務局へ提出（月 日頃提出期限）する。

各委員からの第1次選出作品の集計を事務局において行う。

2. 最終選定（10候補作品選定）

第1次選定により選定された作品の中から、協議により10作品に選定する。（月 日頃）

協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で10作品を選定する。投票は、各委員5作品を投票し、得票数の多い順に10作品を候補として選定する。

10作品については、作品ごとに専門委員会としての、「選定理由」・「委員からの付帯意見」等を検討する。（報告書作成）

記念品贈呈者の決定方法等について（案）

1. 記念品について（協議会確認済み事項）

記念品の種類・内容等は、次のとおりである。

名付け親賞	1名	「10万円分全国共通商品券」
アイデア賞	10名（最高）	「1万円分図書券」
ユーモア賞	20名	「5千円分図書券」

2. 名付け親賞の決定方法

新しい町の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選を行い1名を決定する。抽選は、南部町・南部川村合併協議会の会議の場において公開で行う。抽選方法は、抽選箱に対象作品の応募者の氏名を記載した用紙（1枚に1名の氏名を記載した用紙）をすべて入れ、会長が抽選を行う。

3. アイデア賞の決定方法

新しい町の名称として選ばれた作品の応募者の中から「名付け親賞」の抽選から漏れた者の中から最高10名を抽選により決定する。抽選については、「名付け親賞」の例によるものとする。

4. ユーモア賞の決定方法

全作品の中から、各委員より4点候補を提出

4点の選出方法

特にユニークな作品	1点
アイデアに優れている作品	1点
高校生以下の生徒・児童等の作品	1点
その他特に推薦できる作品	1点

12名×4点の作品の中から、20作品を専門委員会の協議により決定する。協議により決定する事が困難な場合は、専門委員会委員により投票を行い、決定する。投票は、3作品を投票し、得票数の多い20作品を賞の対象作品とする。

各作品について応募が複数の場合は、その作品ごとに抽選し、贈呈者を決定する。

抽選は、専門委員会において行うものとし、抽選箱に対象者の氏名を記載した用紙をすべて入れ、委員長が抽選を行う。

5. 各賞の決定時期、発表、贈呈について

「名付け親賞」及び「アイデア賞」は、協議会で新しい名称が決定された次回の協議において抽選し、決定する。

「ユーモア賞」は、専門委員会で検討・決定し、上記抽選の終了後会長が発表する。

贈呈については、協議会において、名付け親賞のみ贈呈を行い、他の賞については、贈呈対象者と連絡を取り、事務局が贈呈（配布）する。

新町の名称に関する専門委員会について

- 名 称 新町の名称に関する専門委員会
- 設置年月日 平成14年12月11日
- 目 的 新町の名称の選定方法等に関し、調査又は協議等を行う。
- 任 務 新町の名称を決定するにあたり、方針案を作成する。
- 委員構成 専門委員会の委員は、新町の名称に関する専門委員会設置要綱第3条の規定による。

新町の名称に関する専門委員会名簿

町村名	氏名	備考
南部町	山崎繁雄	1号委員
	玉井 尚	2号委員
	立田圭一郎	4号委員
	西野正和	4号委員
	尾崎剛通	4号委員
南部川村	山田五良	1号委員
	小山 博	2号委員
	坂本さわ彥	4号委員
	前田 操	4号委員
	西 定吉	4号委員

